

議 庁

日時： 8月 5日 (水) AM8:30 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- | | | |
|---|-------------------------------|--------|
| 1 | 令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率等の公表について | 総務部長 |
| 2 | 市営住宅家賃等滞納者に対する訴訟についての専決処分について | 都市政策部長 |

【連絡事項】

- | | | |
|---|--------------------------------|--------|
| 1 | 令和元年度施工 太田市請負優良工事等表彰の決定について | 総務部長 |
| 2 | 「（仮称）太田市債権管理条例」の制定に向けた進捗状況について | 総務部長 |
| 3 | 一般財団法人太田市健診センター令和元年度決算状況について | 健康医療部長 |
| 4 | 公害防止協定に基づく足尾山元調査結果報告について | 産業環境部長 |
| 5 | 森林環境譲与税を活用した群馬県産材の利用について | 農政部長 |
| 6 | 市街地再開発事業に係る都市計画手続きについて | 都市政策部長 |
| 7 | 太田市消防団機能別消防団員発足式について | 消防長 |
| 8 | 119番通報時における映像通報の運用開始について | 消防長 |
| 9 | 学校避難所開設・運営訓練の実施について | 総務部長 |

【その他】

◆ 次回庁議予定 ◆ 8月18日(火) AM8:30~<庁議室> 案件名報告: 8月 5日(水)PM5:00
資料提出: 8月11日(火)PM5:00

●内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 2300

【表題】

令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率等の公表について

【目的】

平成１９年６月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき令和元年度決算に基づく健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に係る資金不足比率）を公表するものです。

【 概 要 】

1. 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

(单位: %)

区 分	令和元年度	平成30年度	早期健全化 基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	11.33	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	16.33	30.00
③ 実質公債費比率	5.4	5.6	25.0	35.0
④ 将来負担比率	23.4	35.2	350.0	

- ・実質収支が黒字であるため、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は「なし」です。
なお、実質黒字の程度は、①4.26%の黒字、②7.52%の黒字 となっています。

③実質公債費比率の減要因（3ヶ年平均ベース）

公営企業に要する経費の財源とする地方債償還に相当するものの減、標準財政規模の増など

④将来負担比率の減要因

地方債現在高の減、標準財政規模の増など

区 分		下水道事業等会計	太陽光発電事業 特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	R01	—	—	20.0
	H30	—	—	

- ・各会計とも資金不足は発生していないため、資金不足比率は「なし」です。

※いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となっています。

2. 今後の日程

本年 9月	市議会報告、市ホームページに掲載し公表、総務省による全自治体の暫定値公表
同年11月	市広報に掲載し公表、総務省による同上確定値公表

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 財政課 財政係 内線2333 47-1816 ダイヤル

健全化判断比率等について

1. 財政健全化法の趣旨

自治体財政の健全化の状況を示す比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、さらに公営企業の資金不足比率を定めるとともに、早期改善を目指す“黄色信号”としての「早期健全化基準」と、“赤信号”としての「財政再生基準」を設け、自治体による自主的な改善努力を促進する。

2. 具体的な基準

比 率	早期健全化基準	財政再生基準	
①実質赤字比率	0% ←.....→ ※11.33%	20.00%	← - - - - - →
②連結実質赤字比率	0% ←.....→ ※16.33%	30.00%	← - - - - - →
③実質公債費比率	0% ←.....→ 25.0%	35.0%	← - - - - - →
④将来負担比率	0% ←.....→ 350.0%		
資金不足比率	0% ←.....→ 20.0%		
	←.....→ 通常団体	←.....→ 財政健全化団体	← - - - - - → 財政再生団体

※①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率の早期健全化基準は、各自治体の標準財政規模に応じて定められるものであり、この基準値は太田市に適用される値です。

なお、②連結実質赤字比率の財政再生基準は、H23 決算以降は 30%となっています。

- ・ **財政健全化団体**：財政健全化計画の策定及び議会の議決、外部監査の義務付け、知事等による必要な勧告措置あり
- ・ **財政再生団体**：財政再生計画の策定及び議会の議決、外部監査の義務付け、地方債の起債制限、総務大臣による必要な勧告措置あり

3. 比率等の概要

①実質赤字比率

一般会計等における実質的な歳入不足額（赤字額）の標準財政規模に対する割合

※標準財政規模：一般財源の標準的な規模を示す。太田市 R01=45,599,184 千円

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計における実質的な歳入不足額の標準財政規模に対する割合

③実質公債費比率

一般会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合等における 1 年当たりの元利償還金等の標準財政規模に対する割合（3 ヶ年平均）

④将来負担比率

一般会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、土地開発公社等における負債のうち一般会計等で負担することが見込まれる額の標準財政規模に対する割合

資金不足比率

各公営企業会計の流動負債等から流動資産等を差し引いた額の各事業規模に対する割合

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

*問い合わせ先 総務部 収納課 債権管理係 内線2375 47-1935ダイヤル

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 (TEL) 2600

【表題】

公害防止協定に基づく足尾山元調査結果報告について

【目的】

群馬県・桐生市・太田市と古河機械金属株式会社で締結している公害防止協定第12条に基づき、3者で足尾鉬山施設の立入調査を実施しましたので、その結果について報告するものです。

【概要】

- 1 実施日 令和2年7月14日(火)

- ## 2 調査場所及び調査結果

- ### (1) 松木堆積場

銅の精錬過程で生じたカラミと呼ばれる堆積物を残したまま植生する実験が行われている状況を確認しました。堆積場自体の緑化は進んでいないため、適切な緑化工法の検討について引き続き要望していきます。

- ## (2) 高原木堆積場

廃水管更新工事の進捗状況を確認しました。引き続き、施設整備工事の状況について確認していきます。

- ### (3) 簀子橋堆積場

適切に管理されている状況を確認しました。唯一使用されている堆積場のため、継続して監視が必要です。

- #### (4) 中才浄水場

適切に管理されている状況を確認しました。引き続き適正な維持管理について要望していきます。

- (5) 桧平堆積場

緑化対策が概ね順調に進んでいる状況を確認しました。引き続き適正な維持管理について要望していきます。

【備考】

- * 問い合わせ先 産業環境部 環境政策課 環境対策係
内線2652 47-1893 ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 1. 庁議後 】

農政部長 氏名 高田 進 内線 (TEL) 20-9714

【表題】

森林環境譲与税を活用した群馬県産材の利用について

【目的】

令和元年度から森林経営管理制度が開始され、都道府県及び市町村における森林整備等に必要な財源とするため、国から森林環境譲与税の譲与が始まりました。

当市においては、森林の整備と共に木材利用の促進を目的に、森林環境譲与税を活用した、国内・県内の森林整備等に貢献することで推進を図る考えです。

つきましては、各部署においては、別添「県産材製品カタログ」を参考に、新年度以降における県産材の利活用推進をお願いします。

【概要】

1 森林經營管理制度

適正に経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け、経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する制度

2 森林環境譲与税について

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：各市町村は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

使途公表：インターネットの利用等により公表

3 太田市における森林環境譲与税額

令和元年度譲与額 8, 726, 000円

令和2年度譲与額（見込額） 18,545,000円

4 利活用に伴う事業計画の相談について

農業政策課では、各部署で希望する県産材の利活用内容の確認を実施します。利活用内容が森林環境譲与税の利用目的に沿っているかを判断し、予算編成時には財政当局と情報共有を図るため意見書として提出することより、各部署の予算化を支援しますので、ご相談をお願いします。

【備考】

問い合わせ先 農政部 農業政策課 有害鳥獣対策係 外線20-9714^タイリ

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800

都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320ダイヤル

●内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 1.庁議後 】

消防本部消防長 氏名 石澤 光之 (TEL) 33-0201

【表題】

太田市消防団機能別消防団員発足式について

【目的】

太田市消防団は、今年度より機能別消防団員制度を導入しましたが、今回は、そのうちの大規模災害発生時の情報収集を任務とする機能別消防団員の発足式を行います。

【概要】

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 日 時 | 令和2年8月6日（木） 午後4時00分から |
| 2 | 場 所 | 太田市消防本部5階 会議室 |
| 3 | 出席者 | 消防長、消防次長、中央消防署長、消防総務課長、団長、副団長、機能別消防団員（群馬銀行、桐生信用金庫） |
| 4 | 服 装 | 消防職団員 夏服、夏帽、白手、黒短靴 |
| 5 | その他
（任務） | 消防団の情報収集能力を強化するため、大規模災害が発生した際に、地域に精通する群馬銀行の行員9名と桐生信用金庫の職員16名が情報収集（営業時間中）を行います。 |

【備考】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

消防長 氏名 石澤 光之 外線 (TEL) 33-0200

【表題】

119番通報時における映像通報の運用開始について

【目的】

総務部災害対策課が導入する災害情報共有システム機能の一部を利用し、スマートフォンによる１１９番通報の際、必要に応じて、通報現場と指令センターで通報者が撮影した映像を共有することにより、現場の状況を素早く把握し、より適切な対応をとることを目的とします。

【概要】

1 運用開始予定日時 令和2年9月1日（火）8時30分から

2 システム概要

- (1) 通報を受けた指令センターは、通報の電話番号にURLを発行（必要に応じて）
- (2) 通報者は送られたURLをタップ（アプリの事前登録は不要）
- (3) 映像伝送開始

※指令センターが別に発行するURLにより消防隊、救急隊とも映像の共有ができます。

3 運用方針

- (1) 映像通報をする場合、通信料が通報者負担となること並びにスマートフォンによる災害現場の撮影という行為に対する市民感情への配慮も必要なことから市民向けの広報を実施する。
- (2) 映像通報開始の都度、通信料金が通報者負担となることを説明し、同意を得られた場合に実施する。
- (3) 運用管理に際してはセキュリティ上の対策をとりながらデータを管理する。

【備考】

* 問い合わせ先 消防本部 通信指令課 管理係 内線2510 33-0119 ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【表題】

学校避難所開設・運営訓練の実施について

【目的】

令和元年東日本台風の検証結果を受け、中学校を拠点となる避難所として位置づけ、避難所の開設・運営にあたる職員を指定したことに伴い、避難所開設における手順や役割分担等を確認し、避難所運営に万全を期すことを目的とします。

【概要】

- 1 実施場所（2校をモデル校として訓練を実施します。）

- (1) 太田市立木崎中学校
(2) 太田市立南中学校

- ## 2 実施日時

- (1) 令和2年8月21日(金) 午後1時30分～4時(木崎中)
(2) 令和2年8月30日(日) 午前9時30分～12時(南中)

- ### 3 訓練内容

避難所開設準備訓練、避難所間仕切り組み立て訓練、段ボールベット組み立て訓練、避難者の受付訓練、MCA無線による情報伝達訓練等

- #### 4 参加者

- (1) 区長会 ・ 木崎中学校 : 木崎地区区長会、尾島・世良田地区区長会
・ 南中学校 : 沢野地区区長会
- (2) 学校教職員
- (3) 市職員 ・ 各学校（木崎中、南中）の避難所運営担当者
・ 他の学校避難所運営担当者（各避難所から各々2名程度）
・ 災害対策課員

- ## 5 訓練の中止

災害が発生し、又は異常気象等による災害が発生するおそれがある場合は中止とします。
中止の場合は、当日の午前 8 時まで判断し各参加者に連絡します。

【備考】

- * 問い合わせ先 総務部 災害対策課 災害対策係 内線3452 47-1916ダイヤルイン